

○農林水産省令第十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表二(第九条関係)	
地域	植物
一 (略)	アキー、アコカンテ ラ・オツポシテイフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカクタ、 アボカド(付表第六 十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲 げるものを除く。) 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・フィリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリー ブ、オールスパイス 、オレア・ウツディ アナ、カシューナツ ツ、カッシネ・シュ ヴァインフルテイア ナ、キウイフルーツ
	備考(対象とする検 疫有害動植物) (略)

改正前

別表二(第九条関係)	
地域	植物
一 (略)	アキー、アコカンテ ラ・オツポシテイフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカクタ、 アボカド(付表第六 十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲 げるものを除く。) 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・フィリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリー ブ、オールスパイス 、オレア・ウツディ アナ、カシューナツ ツ、カッシネ・シュ ヴァインフルテイア ナ、キウイフルーツ
	備考(対象とする検 疫有害動植物) (略)

、きばなきようちく
とう、きんきじゆ、
ククミス・ディプサ
ケウス、くさとべら
、グルーイア・トリ
コカルパ、コツキニ
ア・ミクロファイラ、
コロカルプス・エ
リプチクス、ごれん
し、ざくろ、サラシ
ア・エレガンス、ジ
ヤボチカバ、スカエ
ウオラ・プルミエリ
、そらまめ、てりは
ぼく、てんじくいぬ
かんこ、なつめやし
、ナンセ、なんよう
ざくら、にがうり、
はてるまぎり、ハル
ペフィルム・カツフ
ルム、フィリキウム
・デキピエンス、フ
エイジョア、ブテイ
ア・エリオスパタ、
ブテイア・カピタタ
、フラゲラリア・グ
イネエンシス、フル
エツゲア・ウイロサ
、ブルケア・フェル
ギネア、ベルベリス
・ホルステイ、ペ
ンタロパロピリラ・

、きばなきようちく
とう、きんきじゆ、
ククミス・ディプサ
ケウス、くさとべら
、グルーイア・トリ
コカルパ、コツキニ
ア・ミクロファイラ、
コロカルプス・エ
リプチクス、ごれん
し、ざくろ、サラシ
ア・エレガンス、ジ
ヤボチカバ、スカエ
ウオラ・プルミエリ
、そらまめ、てりは
ぼく、てんじくいぬ
かんこ、なつめやし
、ナンセ、なんよう
ざくら、にがうり、
はてるまぎり、ハル
ペフィルム・カツフ
ルム、フィリキウム
・デキピエンス、フ
エイジョア、ブテイ
ア・エリオスパタ、
ブテイア・カピタタ
、フラゲラリア・グ
イネエンシス、フル
エツゲア・ウイロサ
、ブルケア・フェル
ギネア、ベルベリス
・ホルステイ、ペ
ンタロパロピリラ・

ウンベルラタ、ボウ
レリア・ペテイオラ
リス、ポポー、ポリ
スファエリア・パル
ウイフオリア、マメ
ーリンゴ、モノドラ
・グランディディエ
リ、ランプロタムヌ
ス・ザングエバリク
ス、りゆうがん、ル
ディア・マウリテイ
アナ、れいし、いち
じく属植物、インガ
属植物、いんげん属
植物、ヴァングエリ
ア属植物、かき属植
物（付表第四十一に
掲げるものを除く。
）、カリッサ属植物
、くるみ属植物、く
わ属植物、コッコロ
バ属植物、コーヒー
ノキ属植物、すぐり
属植物、すのき（こ
けもも）属植物、と
けいそう属植物、ド
ビアーリス属植物、
ドリペテス属植物、
なつめ属植物、にん
めんし属植物、ばし
よう属植物（成熟し
ていないバナナの生

ウンベルラタ、ボウ
レリア・ペテイオラ
リス、ポポー、ポリ
スファエリア・パル
ウイフオリア、マメ
ーリンゴ、モノドラ
・グランディディエ
リ、ランプロタムヌ
ス・ザングエバリク
ス、りゆうがん、ル
ディア・マウリテイ
アナ、れいし、いち
じく属植物、インガ
属植物、いんげん属
植物、ヴァングエリ
ア属植物、かき属植
物（付表第四十一に
掲げるものを除く。
）、カリッサ属植物
、くるみ属植物、く
わ属植物、コッコロ
バ属植物、コーヒー
ノキ属植物、すぐり
属植物、すのき（こ
けもも）属植物、と
けいそう属植物、ド
ビアーリス属植物、
ドリペテス属植物、
なつめ属植物、にん
めんし属植物、ばし
よう属植物（成熟し
ていないバナナの生

果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンガウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に

果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンガウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるもの

二〇七 (略)		(略)	掲げるものを除く。 (ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実	(略)	
------------	--	-----	---	-----	--

付表

一〇七十八 (略)

七十九 ペルーから發送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう(ウイテイス・ウイニフェラに限る。)の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二〇七 (略)		(略)	を除外する。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実	(略)	
------------	--	-----	---	-----	--

付表

一〇七十八 (略)

(新設)

(略)

(植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十三」を「第八十四」に、「第八十六」を「第八十七」に、「第八十一」を「第八十二」に、「第八十二」を「第八十三」に改め、「第七十九」の下に「及び第八十」を加え、「第八十」を「第八十一」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に、「第八十五」を「第八十六」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「第八十七」を「第八十八」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十六」を「第八十七」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十八の次に次のように加える改正規定中「付表第七十八」を「付表第七十九」に改め、同表の付表第八十七を同表の付表第八十八とし、同表の付表第七十九から同表の付表第八十六までを一表ずつ繰り下げる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。